

要望事項 (優先順位 2)

京都工芸繊維大学生の自転車マナーについて

要 旨

学生の自転車の運転がとても荒く、並列走行や逆走、一旦停止場所でも停止せず、スマートフォンを操作しながらの運転と、目に余るものがあります。
学生への指導を改めてお願いします。

回 答**(下鴨警察署)**

改正道路交通法の施行により、本年6月1日から、危険行為を繰り返す自転車運転者に対して、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられました。

対象となる危険行為の中には、一時不停止も含まれており、また、スマホ運転で事故を起こした場合にも、安全運転義務違反になることがあります。

下鴨警察署におきましては、自転車運転者に対する指導取締りを強化するとともに、大学と連携し交通教室を展開するなど、学生のマナー向上に努めます。

(京都工織)

本学では、毎年入学時に、新入生オリエンテーションにおいて、下鴨警察署に御協力いただき、自転車のマナーについて指導していただいているところです。

また、在学生等に対しては、学生宛てのメーリングリストや掲示板等を利用して注意喚起等を随時行っています。

さらに、下鴨警察署と協力して入構門付近や周辺道路で直接自転車通学者に対し、道路交通法及びマナーについて、啓発活動を行っております。

その一方で、自転車利用に当たっての基本的なルールやマナーに関する認識を持たないまま自転車を利用されている方も、残念ながらまだまだ多くいることは、御指摘のとおりです。

このような啓発活動を行っているにも関わらず、今回の御要望が大学に届いたのは大変残念であり、従来の活動に加え、ホームページ等による在学生への注意喚起及び周知徹底を行ったところです。今後も、これらの啓発活動を継続して実施してまいります。

(左京区役所)

区役所では、これまで地域の交通安全ボランティア及び京都府警と協力し、自転車マナー等の交通安全についての啓発活動を実施してきました。今後も引き続き、関係機関と連携し、啓発活動を実施し、交通ルールの遵守、マナーの向上を図ってまいります。